

一般社団法人宮崎県臨床検査技師会 組織運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人宮崎県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織及び運営は、定款及びこの規程並びに他の諸規程にもとづいて行うものとする。

第2章 組織

(常務理事)

第2条 常務理事は、学術担当理事、組織担当理事及び事務局をもってあてる。

2 常務理事は、理事会で定めるところにより、法人の業務を分担し、理事会で議決した事項を議事録として会員に公開し、会の運営を行う。

(理事会)

第3条 理事会は、年2回以上開催し、次期総会までの会務の執行を決定する。

2 会長、副会長および常務理事による常務理事会を年4回以上開催する。

(委員会)

第4条 この「会」の組織運営のため、次の委員会を置く。

- (1) 役員推薦委員会
- (2) 表彰委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 医療事故防止対策委員会
- (5) 精度管理委員会

(役員推薦委員会)

第5条 役員推薦委員会の構成と運営は、別に定めた役員推薦規程による

(表彰委員会)

第6条 表彰委員会の構成と運営は、別に定めた表彰規程による。

(編集委員会)

第7条 編集委員会は、会長、副会長、学術担当理事、組織担当理事及び事務局をもって構成し、会誌等の発行にあたる。

2 編集委員は、委員会委員の互選により定め、発行者は会長とする。

(医療事故防止対策委員会)

第8条 会員の医療事故等に対処するために医療防止対策委員会を組織する。委員会は研修等を実施し、事故防止につとめる。万一事故発生の際は独自の調査活動を行い理事会に報告する。

2 委員は5名以上10名以内とし、会員の中から常務理事会が選任し理事会の承認を受ける。

(精度管理委員会)

第9条 検査データ統一化のため、県精度管理専門委員、宮崎市精度管理専門委員、データ標準化委員を選定し、各種精度管理事業運営を行う。

2 各委員の任期は2年とする。

第3章 部局と運営

(部局)

第10条 この「会」には次の部局を置く。

- (1) 事務局
- (2) 学術部
- (3) 組織部
- (4) 渉外部

(事務局)

第11条 事務局の構成は次の通りとする。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 庶務担当 2名以内
- (4) 会計担当 2名

(事務局長の任務)

第12条 事務局長は、事務局を統括する。

- 2 事務局長は、「日臨技」との事務連絡責任者となりその任務を遂行する
- 3 事務局長は、公印の保管・管理をする。

(事務局の業務)

第13条 庶務及び会計は次の業務に当たる。

- 2 庶務

- 1) 定款・諸規程に関すること
 - 2) 会務の報告に関すること
 - 3) 文書の授受発行及び記録に関すること
 - 4) 総会・理事会その他の会議の開催に関すること
 - 5) 会議及び議事録に関すること
 - 6) 会員名簿の整備に関すること
 - 7) 関係団体との連携に関すること
 - 8) 会誌の発行に関すること
 - 9) その他、各部の所管に属さないこと
- 3 会計 別に定める会計事務取扱規程による。

(文書の保存)

第14条 「会」の文書保存期間は、別表1による。

(会長決議)

第15条 会長決議は必ず決裁印を受ける。ただし、緊急の場合ややむを得ないときは電話等で決裁を受け、後日決裁印を受ける。

(学術部)

第16条 学術部の構成は次の通りとする。

- (1) 副会長 1名
- (2) 学術担当理事 3名以内
- (3) 部門委員 9名以内

2 部門委員は各部門内の互選とし、任期は2年とする。

(学術部の業務)

第17条 学術部は次の業務にあたる。

- (1) 臨床・衛生検査に関する調査研究及び情報提供に関すること
- (2) 検査の精度管理に関する調査研究及び指導に関すること
- (3) 講習会、研修会、学会等の開催に関すること
- (4) 年間の学術活動計画の立案及び遂行に関すること
- (5) 部門活動及び地区学術活動の掌握に関すること
- (6) その他学術に関すること

2 部門の区分は別表2による。

(組織部)

第18条 組織部の構成は次の通りとする。

- (1) 副会長 1名
- (2) 組織担当理事 2名
- (3) 地区担当理事 6名

(組織部の業務)

第19条 組織部は次の業務にあたる。

- (1) 組織強化に関すること
- (2) 地区活動の発展に関すること
- (3) 会員の福祉、親睦に関すること
- (4) 会員の動態、掌握に関すること

2 地区の区分は別表3による。

(渉外部)

第20条 渉外部の構成は次の通りとする。

- (1) 副会長 1名

(渉外部の業務)

第21条 渉外部は次の業務にあたる。

- (1) 渉外に関すること
- (2) 臨床検査技師連盟に関すること

(職場連絡責任者)

第22条 会員への連絡の円滑化を図るため、職場ごとに連絡責任者をおく。

2 職場連絡責任者は、入会促進、会費等の納入について地区担当理事に協力し、特に会員の動機に変化があれば、速やかに連絡する。

第4章 会費

(入会及び会費)

第23条 正会員の入会及び会費は次の通りとする。

- (1) 「会」の入会金 500円
- (2) 「会」の会費 年額 8,000円

2 賛助会員の会費は次の通りとする。

一口 年額 30,000円

3 会費は、3月31日までに翌年度の会費を一括納入するものとする。

(搬出金)

第24条 特に必要と認めたときは、総会の決議を経て、臨時の搬出金を徴収することができる。

(会費の減免)

第25条 理事会は、第23条の規定にかかわらず、会費の減免を議決することができる。

2 会費減免の適用については日臨技の決定に準じ、当会の運営を考慮して判断する。

第5章 補則及び付則

(補則)

第26条 研修会の開催においては、部門委員は、学術企画申請書及び予算書を学術担当理事に、地区理事は組織担当理事経由で、事前に提出し理事会の承認を受ける。

2 研修会終了後、部門委員は決算書を学術部副会長に、地区理事は組織部副会長に提出し、理事会の承認を受ける。

第27条 当会（部門および地区を含む）の研修会に参加する非会員（臨床検査技師・衛生検査技師）については、参加費を別途3,000円徴収する。

第28条 当会（部門および地区を含む）の研修会で講師に対する講演料、交通費は 別表4とする。

第29条 当会の理事会および学術部門の活動費等は別表5とする。

第30条 若手会員の学術奨励に関しては別表6とする。

第31条 この規程にない事項については、理事会の議決を経て定める。

(付則)

第32条 この規程は、昭和61年4月20日より施行する。

第33条 この規程は、平成元年5月28日より改定する。

第34条 この規程は、平成18年8月2日より改定する。

第35条 この規程は、平成21年8月18日より改定する。

第36条 この規程は、平成22年8月21日より改定する。

第37条 この規程は、一般社団法人移行により平成25年4月1日より改定する。

第38条 この規程は、平成30年5月7日より改定する。

第39条 この規定は、平成31年5月26日より改正する。

第40条 この規定は、令和4年5月29日より改正する。

第41条 この規定は、令和5年6月5日より改正する。

第42条 この規定は、令和7年6月1日より改正する。

第43条 この規定は、令和8年6月1日より改正する。

別表1

永久保存

- 1 定款
- 2 会員名簿
- 3 総会及び理事会の議事録
- 4 諸規程の原本
- 5 許可・認可等に関する重要文書
- 6 宮臨技会誌
- 7 その他会長が永久保存を適当と認める文書

10年保存

- 1 表彰・表彰推薦に関する文書
- 2 重要な往復文書
- 3 その他会長が10年保存を適当と認める文書

2年保存

- 1 会長が2年保存を適当と認める文書

別表2

部門別研究班の区分

- 1 生物化学分析部門
- 2 臨床微生物部門
- 3 臨床血液部門
- 4 臨床生理部門
- 5 臨床一般
- 6 輸血細胞治療部門
- 7 病理細胞部門
- 8 臨床遺伝子部門
- 9 臨床検査総合部門

別表3

地域の区分

- 1 宮崎地区：宮崎市、東諸県郡

- 2 児湯地区: 西都市、児湯郡
- 3 延岡地区: 延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
- 4 都城地区: 都城市、北諸県郡
- 5 小林地区: 小林市、えびの市、西諸県郡
- 6 日南地区: 日南市、串間市

別表 4

1 講師謝金

外部講師はクラスⅠ（教授、部長、準教授級以上）55,686円（外税）、クラスⅡ（それ以外）33,412円（外税）で医師等も同額とする。日臨技会員講師は11,138円（外税）とする。

注)ただし、講義時間90分以上1.5倍、30～90分1.0倍、30分以下0.5倍とする。実習指導員については、実行委員扱いとし講師謝礼金は支給せず諸経費（行動費）を支給する。実務委員が講師を務める場合は、諸経費は支給しない（謝金、諸経費の二重払いに注意すること）。講師料のほかに、資料代、お車代などを上乗せした金額は認めない。県内会員が講師となる場合は、講師謝金は支給しない。

2 交通費・宿泊費

講師ならび実務担当者の交通費・宿泊費の清算は、公共交通機関の実費請求額で対応する。タクシー料金の請求については基本認めない。

（講師の来場にタクシーが必要と判断した場合は、その理由を明記し、必ず領収書を添付すること）

県内会員の交通費は支給せず、別に示す諸経費（行動費）に含む。

3 諸経費（行動費）

実務委員に対し、行動費として3,000円が支給され、食事代などを含んでの行動費となる。講師に対して諸経費は認めない。

県内会員が講師を務める場合は、行動費に旅費等を含め、5,000円以内とする。ただし、担当理事（部門については学術担当理事、地区については組織担当理事）が特に必要と認めた場合は、事前に承認を得たうえで各部門・地区の予算の範囲内で金額を上乗せできる。各地区・部門の予算を上回る場合は、理事会で協議の上決定する。

別表 5

1 常務理事の行動費等について

・理事会、その他会議体（行政や関連団体の会議も含む）について行動費を支給する

WEB : 1,000円（1時間を超える場合は2,000円）

現地 : WEB開催と同様 + 交通費

- ※交通費は、公共交通機関の場合・・・実費（タクシー不可）
自家用車・・・開催市町村外からの時は一律 1,000 円
- ※別途、旅費等が支給される場合は、宮臨技からは支給しない
- ※研修会等の予算から支給できる場合は、そちらを優先する

2 支部内連絡会議について

- ・開催地を考慮して参加人数を決定し、行動費、旅費、情報交換会参加費を支給する
 - ※行動費、旅費は常務理事の行動費等に準ずる
 - ※九州支部学会時に開催される場合に、学会においても何らかの業務がある場合は学会参加費を支給できる

3 支部部門長会議について

- ・行動費のみ支給する
 - WEB ： 1,000 円
 - 現地 ： 2,000 円
 - ※部門活動費より支給する
 - ※支部研修会の会議費から支給される場合は宮臨技（部門活動費）からは支給しない
 - ※支部部門会議は日臨技の支部研修会開催を目的とした会議であるため、基本的には支部研修会の会議費から支給されることが妥当と考えられるので、現地参加の場合の旅費は宮臨技からは支給しない

4 地区および学術部門における会議費および行動費について

- ・研修会開催および公益事業等の会議費として支給する
 - WEB ： 1,000 円
 - 現地 ： WEB 開催と同様 ＋ 交通費
 - ※会議費は 1 研修会につき、3 回以内とする
 - ※交通費は、公共交通機関の場合・・・実費（タクシー不可）
自家用車・・・開催市町村外からの時は一律 1,000 円
 - ※別途、旅費等が支給される場合は、宮臨技からは支給しない
 - ※地区および部門活動費あるいは研修会予算から支給する
 - ※研修会を現地にて開催する場合、当日の実務委員行動費は 3,000 円（講師の時は 5,000 円）を支給できる
 - ※公益事業当日の実務委員は 5,000 円を支給できる

5 医学検査学会座長推薦時の旅費について

- ・基本的には所属施設の出張で参加される方を推薦する

- ・出張参加が難しい方を推薦する場合は、地域ごとに設定した旅費の上限額以内と行動費 2,000 円（座長を担当する 1 日）を助成する。

※開催地区ごとの旅費上限額（旅費が上限額以下の時は実費を助成）

熊本県、大分県、鹿児島県	20,000 円
福岡県、佐賀県、長崎県	25,000 円
沖縄県、関西、中国・四国	35,000 円
上記以外	40,000 円

※領収書のコピーを提出すること（宿泊費、航空機、新幹線、特急電車、高速バス等）但し、短距離の電車・バスは不要

※九州内（沖縄を除く）で開催される場合の宿泊費は 1 泊分とする

※学会参加費は支給しない

※助成額の上限については、宮臨技から支部内連絡会議等に派遣する場合とは異なり、座長の依頼者は学会開催団体であること、学会参加や座長の経験は本人の学術研鑽に繋がることを考慮して設定した（九州内では支給していない県がある）

別表 6

- ・学会発表の経験が無い若手会員に対し、学会部門等主体となり支援を行う
- ・宮崎県医学検査学会における優秀な一般演題に対しては、次の内容を考慮して優秀演題賞を贈ることができる

※その他学会を含め宮崎県医学検査学会における一般演題発表が初めてであること

（30 歳以下の会員においては、2 回以内）

※座長より発表内容が優秀であると推薦があること

- ・優秀演題賞の決定は、常務理事会で審議し決定する
- ・優秀演題賞の副賞は 5,000 円（クオカード等）とする